

主要河川実態調査

町では毎年、河川の水質調査を実施しています。この調査は、身近な河川の水質状況を知っていただくとともに、今後の生活排水処理対策事業に反映させることを目的に行っているもので、平成20年度の調査結果がまとまりましたのでお知らせします。

調査は8河川8地点で実施し、水質がきれいな河川が6河川、きたない分類に属する河川が2河川でした。平成15年度の調査結果と比較すると、きれいな6河川では引き続ききれいな水質を保持し、明神川では、平成15年度までは汚濁の進行が顕著でしたが、今回の結果では「極めてきたない」から「ややきたない」に、大幅な水質の改善がみられました。しかし、吉野川では「ややきたない」から「きたない」に悪化しています。

皆さんは川が汚れる一番の原因をご存じでしょうか。それは家庭から流れ込む排水で、汚れる原因の約7割を占めています。家庭で排水を流す時のちょっとした配慮や浄化槽の適正な使用と維持管理を心がけることによって、きれいな川を再生し、維持していくことができます。

主要河川実態調査結果

調査結果

(採取日:平成20年12月17日)

河川名	採水場所	BOD濃度 (mg/ℓ)		水質状況	
		15年度	20年度	15年度	20年度
風布川	高柿新橋付近	0.5未満	0.5未満	きれい	きれい
逆川	荒川合流前	1.4	0.7	きれい	きれい
天沼川	荒川合流前	1.1	1.6	きれい	きれい
深沢川	鉢形城歴史館北側付近	0.6	0.5未満	きれい	きれい
塩沢川	荒川合流前	1.5	0.7	きれい	きれい
明神川	新吉野川橋付近	22.9	4.0	極めてきたない	ややきたない
吉野川	赤木橋上流付近	2.9	6.1	ややきたない	きたない
藤治川	西藤治川合流地点付近	1.0	0.7	きれい	きれい

BOD：水質の汚濁状況を示す代表的な指数です。この値は水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を示し、数値が大きくなるほど汚濁していることを表します。

水質階級・BOD・指標生物

水質階級	水質状況	BOD (mg/ℓ)	指標生物
貧腐水性	きれい	<2.5	カワゲラ、ヒラタカゲロウ、ヤマトビケラ、サワガニ、ウズムシ(プラナリア)、イワナ、ヤマメ
β-中腐水性	ややきたない	2.5~5.0	コガタシマトビケラ、ヒラタドムシ、ゲンジボタル、コオニヤンマ、スジエビ、カワニナ、アユ、ヤマバ
α-中腐水性	きたない	5.1~10.0	ミズカマキリ、タイコウチ、ミズムシ、タニシ、ヒル、コイ、フナ
強腐水性	極めてきたない	10<	セスジユスリカ、アメリカザリガニ、サカマキガイ、エラミズ

ダイオキシン類実態調査

お知らせします。

今回の測定結果は0.034~0.057pg-TEQ/m³で、各地点とも環境基準値の0.6pg-TEQ/m³を下回りました。

大気中のダイオキシン類は、焼却行為によって増加すると言われています。このまま低い値を維持するためにも、野焼きなどの焼却はやめて、ごみは必ず地区の集積所にルールを守って出しましょう。

ダイオキシン類を減らすためには、皆さんのご協力が不可欠です。

調査結果

単位: (pg-TEQ/m³) (調査日:平成21年1月29日~30日)

寄居町調査地点	①カタクリ体育センター	②五ノ坪集落農業センター	③鉢形小学校	④男衾コミュニティセンター
各地点濃度	0.034	0.040	0.046	0.057
寄居町平均値	0.044			
埼玉県平均値(H19)	0.058			
全国平均値(H19)	0.041			
環境基準値	0.6以下			

平均濃度の推移

※寄居町の調査地点は、年度により異なります。

調査年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
寄居町	—	—	0.29	0.134	0.142	0.083	0.061	0.021	0.018	0.038	0.063
埼玉県	0.68	0.45	0.31	0.31	0.36	0.17	0.097	0.069	0.068	0.058	0.058

pg：ピコグラム (Pico gram: 1兆分の1グラム)

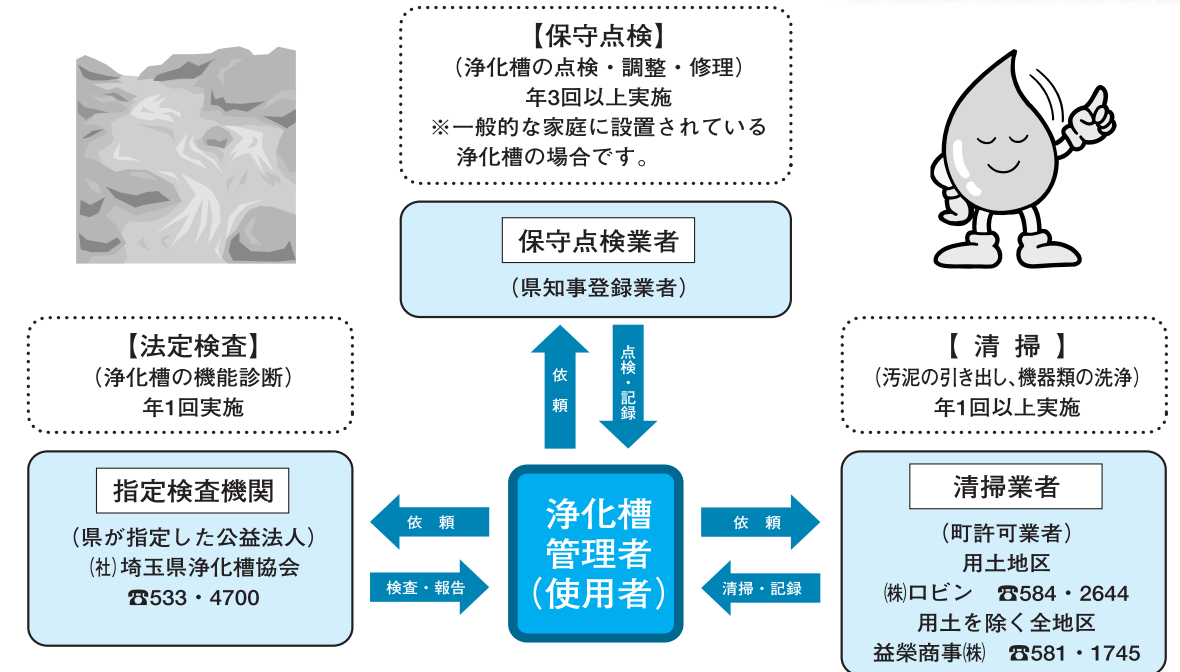
TEQ：毒性等量 (毒性の違うダイオキシン類を、最強の毒性を有するダイオキシン (2,3,7,8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシン) の量に、換算した量として表していることを示す記号)

問い合わせ/生活環境課 (☎581・2121内線223) へ。

浄化槽の正しい維持管理を!

浄化槽を使用する場合は、排水をきちんと処理できる状態に保つために、『保守点検』『清掃』『法定検査』の三つの義務があります。浄化槽管理者(使用者)は、保守点検業者、清掃業者および指定検査機関へ依頼し、適正な維持管理を行ってください。

問い合わせ/生活環境課 (☎581・2121内線223) へ。



浄化槽の設置、変更、廃止等には届出が必要です。

こんなときには	必要な手続	いつまでに
新しく浄化槽を設置するとき ※建築確認を伴う場合は除きます。	浄化槽設置届出書	工事着工予定日の10日前までです。 ※上記は一般的な浄化槽の場合で、種類によっては届出時期が異なります。
新しく設置した浄化槽を使い始めたとき	浄化槽使用開始報告書	浄化槽を使い始めた日から30日以内です。
浄化槽を廃止したとき ※公共下水道等への接続や、新しい浄化槽への入れ替えなどで、今までの浄化槽を使わなくなったときです。	浄化槽使用廃止届出書	浄化槽を廃止した日から30日以内です。
浄化槽管理者(使用者)が変更になったとき	浄化槽管理者変更報告書	変更となった日から30日以内です。 新しく管理者(使用者)になった方が報告をしてください。
浄化槽の構造や規模を変更するとき ※建築確認を伴う場合は除きます。	浄化槽変更届出書	工事着工予定日の10日前までです。 ※上記は一般的な浄化槽の場合で、種類によっては届出時期が異なります。

【これから浄化槽を設置する皆さんへ】
浄化槽の設置にかかる手続き(建築確認申請書・浄化槽設置届出書)に、添付書類として「浄化槽法定検査の検査依頼書(手数料を支払済であることを証したもの)の写し」が必要です。

平成21年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金額	
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町では、公共下水道、農業集落排水施設の整備を進めているほか、合併処理浄化槽の設置を促進しています。
家屋の新築や単独処理浄化槽およびくみ取りトイレからの入れ替えにより、合併処理浄化槽を設置する方に補助金制度があります。ただし、補助の対象となる条件や年間に補助を行なう件数などに制限がありますので、補助を希望される方は、事前に生活環境課へお問い合わせください。

**浄化槽の設置に補助金制度を
活用ください**